［略］	［略］	
ソデイカ	糸満市、与那原町・西原町	
［略］	［略］	
まぐろ類	糸満市	
スプレイぎく	伊江村	
モンステラ	伊江村	

備考　表中「〃」の記載は注記である。

［同上］	［同上］	
ソデイカ	糸満市	
［同上］	［同上］	
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		

○内閣府・財務省告示第四号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づく主務大臣の定めるものを定める件（平成二十年内閣府・財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号。以下「公庫法」という。）第十九条第一項第五号に規定する主務大臣が定めるものは、次に掲げる資金とする。 一　特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金（当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）を応募その他の方法により取得するための資金を含む。）は、次に掲げる資金とする。 ［1～3　略］	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号。以下「公庫法」という。）第十九条第一項第五号に規定する主務大臣が定めるものは、次に掲げる資金とする。 一　特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金（当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）を応募その他の方法により取得するための資金を含む。）は、次に掲げる資金とする。 ［1～3　同上］
4　次に掲げる者に対する資金であって、中小企業の新たな事業活動を促進するため、中小企業の経営革新、異分野の中小企業が連携して行う新事業分野の開拓等を支援するためのもの ［(1)～(5)　略］ ［号の細分を削る。］	4　次に掲げる者に対する資金であって、中小企業の新たな事業活動を促進するため、中小企業の経営革新、異分野の中小企業が連携して行う新事業分野の開拓等を支援するためのもの ［(1)～(5)　同上］ (6)　事業承継を契機に、新たに経営多角化若しくは事業転換又は新たな取組を図る者
(6)　(1)～(5)までに該当しない者であって、新たに経営多角化又は事業転換を図る者	(7)　(1)～(6)までに該当しない者であって、新たに経営多角化又は事業転換を図る者
5　次に掲げる者に対する資金であって、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を通じた経営革新若しくは異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等又は「中小企業の会計に関する基本要領」若しくは「中小企業の会計に関する指針」に従った会計処理を行う中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援するためのもの	5　経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を行う場合を含む。）を行おうとする者で、中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けている者
(1)　経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を行う場合を含む。）を行おうとする者で、中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けている者	(2)　「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」を適用する者又は適用する予定の者
(2)　「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」を適用する者又は適用する予定の者	